

平成23年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	平成23年4月20日（水）最高裁判所公平審理室
委員	<p>委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授）</p> <p>委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授）</p> <p>委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部教授）</p> <p>大村 信之（経理局営繕課首席技官）</p> <p>河上 雅彦（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 平成22年度総合評価方式による発注状況について

- (1) 平成22年度工事発注状況について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

低入札が続いており何らかの対応をしないといけないが、本年度はどのような状況になるか予測がつかないので、様子を見てということになるかと思われる。

2 平成23年度総合評価の実施方針について

- (1) 総合評価方式の一部見直し等について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

基本的に国交省の指針に従っているということか。

【事務局】

ほぼ国交省から出されている方針に則したものである。

【委員】

難易度によってタイプ分けすることであるが、作業が大変ではないか。

【事務局】

件数の多い改修工事については、工事内容ごとにいくつか例を作って対処したい。

3 平成23年度総合評価審査委員会の審査対象工事の抽出について

- (1) 審査対象工事の抽出について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

札幌高地裁庁舎耐震改修工事、和歌山地家簡裁庁舎新営建築工事、同電気設備工事、同機械設備工事の4件を本委員会の審査対象工事とする。

4 札幌高地裁庁舎耐震改修工事の概要について

- (1) 敷地状況、建物概要、改修方法等について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

居ながら工事とのことであるが、工事の時間等について制限を与えるのか。

【事務局】

工事時間については、既存の地中梁の補強等、躯体振動音が発生する工事は土日及び5時以降とすることを施工条件とする予定である。

【委員】

耐震補強以外の改修工事はしないのか。

【事務局】

耐震改修促進法の改正前に改修工事を行っている。

5 札幌高地裁判所耐震改修工事の総合評価について

- (1) 当該工事の評価項目（①技術提案「免震ピットを構成するマットスラブの施工品質向上に関する提案」，②工事全般の施工計画「敷地周辺への配慮に関する提案」）について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

①技術提案の評価点が40点であるのに対して，②工事全般の施工計画が20点となっているが，①の40点というのは妥当なのか。40点の次が30点となるが，もっと細かく階段を作っても良い気がする。やってみて，手間は増えないけれども細かく見られる方法を探るのも一つの方法かと思う。

6 和歌山地家簡裁判所新営建築工事の概要について

- (1) 敷地状況，建物概要，改修方法等について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

大変きれいな納得する設計であるが，裁判所らしさという感じはしない。その点はどう考えているのか。

【事務局】

裁判制度も変わってきており，庁舎の設計も，利用しやすく，分かりやすく，明るいイメージのものへと変わってきている。

7 和歌山地家簡裁判所新営建築工事の総合評価について

- (1) 当該工事の評価項目（①技術提案「景観を配慮した，外装材の仕上精度向上に関する提案」，②工事全般の施工計画「近隣及び来庁者等への，振動・騒音・防塵・安全対策等に関する提案」）について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

ルーバーは精度が出ないときれいに見えないが，ダブルスキンには必ずしも精度が必要ではないと思う。

【事務局】

精度向上というと限られた部分になるので，品質向上と変えても良い。

【委員】

ルーバーの材質は何か。

【事務局】

木という素材感を出したいが耐久性に問題があるため、金属に木調の塗装で仕上げることにしている。

【委員】

景観を映し出す面のガラスは反射ガラスか。

【事務局】

反射ガラスである。

【委員】

反射ガラスであれば精度向上をした方が良いが、ダブルスキンと言う必要はないのではないか。景観に配慮したいということであれば、ダブルスキンの外側のガラスだけの問題であるから、それに対して提案してもらえるようにした方が良い。環境負荷低減にもなるが言わなくても良いかもしれない。

【事務局】

意見を踏まえて検討する。

8 和歌山地家簡裁庁舎新営電気設備工事の総合評価について

(1) 当該工事の評価項目（①技術提案「機器・器具等の取付・据付方法等の品質確保に係る技術提案」、②工事全般の施工計画「各施工段階における検査及び総合試運転計画についての具体的な提案」）について説明

(2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

天井の補強をしっかりとするというような、電気工事の提案ではなく建築工事に要求したいような提案があった場合はどう判断するのか。

【事務局】

提案としては有効とは認められないものとなる。

【委員】

正確性、耐震性等に配慮し確実に行ってもらうとのことであるが、耐震性能を向上させるように言わなくて良いのか。また、設計段階で盛り込んでおいた方が良いものを技術提案で求めるということにならないか。

【事務局】

裁判所の耐震基準は Ⅱ類（B類）の標準仕様になっているため、ここからどれだけ耐震性を上げた提案になるかということである。

【委員】

同じような提案が器具別に分けて出てきたときには、どういうふうカウントするのか、予め類型を作っておいた方が良い。

【事務局】

そのような場合には、同じようなものを合わせて評価するということに予め決めておきたい。

8 和歌山地家簡裁庁舎新営機械設備工事の総合評価について

- (1) 当該工事の評価項目（①技術提案「機器，ダクト及び配管の耐震性能向上に関する提案」，②工事全般の施工計画「総合試運転調整及び測定までを適切かつ効率的に実施するための具体的な提案」）について説明
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

【委員】

電気設備と同じで，同じような提案が対象のものを違えて別々の提案だというような言い方をされた場合に，どれをどうカウントするかというのはスタディーしておいてほしい。

9 その他

- (1) 発注スケジュール等について説明
- (2) 委員からの意見等はなし